

久留米広域合併協議会

第5回会議録

於 創世 春秋の間

平成15年6月7日(土)

久留米広域合併協議会第5回会議録

平成15年6月7日(土)

10時00分開会

創世 春秋の間

○出席委員(32名)

久留米市

江藤守國 会長
十中大雅 委員
前川博 委員
今村信義 委員
古賀喜美子 委員
岩辺康平 委員

城島町

佐藤利幸 委員(副会長)
宮田康敏 委員
中島昌明 委員
今村新 委員
中島宏輔 委員
平田正 委員
市川範子 委員

田主丸町

馬田博 委員(副会長)
長淵勇 委員
別府好幸 委員
古賀正邦 委員
清水公子 委員
松下幸嗣 委員
三浦俊明 委員

三潞町

砂山惣吉 委員(副会長)
内田満 委員
毛利正光 委員
田中義一 委員
寺島廣記 委員
富松章子 委員
江島忠幸 委員

北野町

檜原政則 委員
深町英俊 委員
田中和義 委員
谷口邦博 委員
益永工三子 委員
澤水正義 委員

○欠席委員(2名)

久留米市

川地東洋男 委員

北野町

秋吉喜一郎 委員

久留米広域合併協議会（第5回）次第

開催日時：平成15年6月7日（土）

10時00分～

場 所：創 世 （春秋の間）

1．開 会

2．新委員の紹介

3．報告事項

（1）報告第9号 第4回協議会以降の協議会活動について

（2）報告第10号 （仮称）議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について

4．協議事項

（1）第11号議案 久留米広域合併協議会の監事の選任について

（2）協 議 新市建設計画（全体骨子）について

（3）協 議 合併の方式について

（4）協 議 合併の期日について

（5）協 議 新市の名称について

（6）協 議 新市の事務所の位置について

5．そ の 他

6．閉 会

久留米広域合併協議会（第5回）

（午前10時00分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第5回会議を開催させていただきます。

今回で第5回目の会議となりますが、前回協議会で決定いただきました45の合併協定項目の中で、「合併の方式」など基本4項目に関します資料の提出と説明が今回予定をされております。今後協議を進めていく上で大変重要な事項でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に1点、お諮りをしたい事項がございます。

皆さんご承知のとおり、北野町の秋吉町長さんが病氣療養のため、現在、永野助役さんがその職務代理者をお務めになっています。協議会の委員といたしましては、1市4町の長と規定されておりますが、今後協議会では、合併の方式や新市の名称など、大変重要な項目を協議いただくことになっております。つきましては、規約第10条によります「会長は必要に応じ1市4町の関係職員を会議に出席させ、説明を求めることができる」という規定に従いまして、職務代理者の間、永野助役さんには協議会に関係者としてご出席いただきまして、北野町としてのお考えが必要となった場合には、その説明をお願いしたいと存じますが、皆さんいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは職務代理者の間、永野助役さんに協議会に関係者として出席いただき、北野町としてのお考えが必要になった場合には、そのご説明をお願いしたいと存じます。

それでは永野助役さん、所定の席へご着席をお願いいたします。

〔永野助役着席〕

議長（江藤守國君） 次に、統一地方選挙などの関係で一部協議会委員の変更がっておりますので、新しい委員の皆様をご紹介したいと存じます。

なお、本日ご紹介いたします皆さん方の机の上に委嘱状を用意させていただいております。

すので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局よりお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をいただきますようお願いいたします。

事務局（田中） 新しい委員の皆様をご紹介いたします。

田主丸町 松下幸嗣委員。（松下です。どうぞよろしくお願いいたします。）（拍手）

北野町 榎原政則委員。（おはようございます。北野町の榎原です。よろしくお願いいたします。）（拍手）

同じく北野町 深町英俊委員。（皆さん、おはようございます。北野町の深町といいます。よろしくお願いいたします。）（拍手）

城島町 市川範子委員。（城島町の市川です。よろしくお願いいたします。）（拍手）

以上で、新委員の皆様のご紹介を終わります。

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

新委員の皆様におかれましては、広域合併の実現に向けた積極的な活動をよろしくお願いいたしますと存じます。

それから会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、城島町の中島昌明委員さん、三瀨町の毛利正光委員さんをお願いしたいと思いますので、後日会議録調製ができましたら、よろしくお願いいたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員12名に対しまして先着順により4名の傍聴を許可いたします。

それでは委員の皆様の出席状況について事務局より報告をいたします。

事務局（田中） 本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員34名中32名の出席でございます。定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

ここで皆さん、新聞報道等でご存じとは思いますが、去る6月1日の首長会議、市長・町長会議におきまして、広川町の高鍋町長さんが出席されまして、広川町の加入について要請がありました。この点につきまして、私からここで報告をさせていただきたいと思っております。

広川町の高鍋町長さんは、久留米広域合併協議会への広川町の加入について6月の町議会へ議案を提案されることを報告されますとともに、1市4町におきましても加入議案をそれぞれの市・町の議会へ提案していただきたい、ぜひ広川町の参加を実現してほしいと、要請がございました。

首長会議では、広川町の本協議会への加入につきましては、既に首長の合意事項でありましたので、広川町の議会提案後に、それぞれの6月議会へ提案することを申し合わせたところでございます。

なお、高鍋町長さんは、先週から今週にかけて市や町、またそれぞれの議会をご訪問され、加入実現の要請をされたところでございます。

以上、広川町の加入に向けた首長会議の内容をご報告申し上げましたけれども、この件について皆さんからご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

いかがでございましょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございます。

それでは次に、本日配布させていただいております会議資料の確認をさせていただきます。

式次第、名簿、席次表、第5回会議資料、それから別冊資料の5点でございますけれども、お手元にございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは議題に入らせていただきます。

報告事項 報告第9号 第4回協議会以降の協議会活動について、事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） 報告第9号 第4回協議会以降の協議会活動について。

資料の1ページをお開きください。

報告第9号

第4回協議会以降の協議会活動について

第4回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

資料 2 ページに別紙がございます。

会議といたしましては、5月30日に合併協議会の第5回幹事会を開催いたしまして、合併協定項目の本協議会（第5回）の協議会へ提出する資料案並びに本日の協議会の開催要領などについて審議を行いました。

また、専門部会、分科会につきまして、5月14日の収入消込ワーキンググループから5月30日の国民年金システムワーキンググループ他1ワーキンググループまで、ここに記載しておりますとおり、延べ1部会、3分科会、26ワーキンググループが開催されております。

以上、簡単でございますけれども、第4回協議会以降の協議会活動についてのご報告とさせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局より第4回協議会以降の活動につきましてご報告を申し上げましたが、委員の皆様からご質問等はありませんでしょうか。

なお、ご発言がございます際には、市・町名並びにお名前をおっしゃっていただいてご発言をお願いしたいと存じます。

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次の報告事項、第10号 議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について、事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） （仮称）議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等についてご報告させていただきます。

さきの第4回協議会におきまして、この議員の定数及び任期に関する取り扱いにつきましては、小委員会を設置することを決定いただきました。また、この第5回協議会でその委員の構成等について報告するとともに、第6回協議会において設置をするということを決定的にいただいたところでございます。

資料の3ページをお開きください。

報告第10号

（仮称）議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について

(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について、別紙のとおり報告する。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

資料4ページに別紙がございます。

ご説明をいたします。

まず、小委員会につきましては、久留米広域合併協議会小委員会規程が定められております。ここでは、規程で定められた事項以外で重要と思われる事項について整理をいたしました。

まず、名称ですが、「議員の定数及び任期に関する小委員会」とし、所掌事務は、議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて調査、審議をするものとしたします。

次に、構成及び選出区分でございますが、各市・町とも2号委員1名、3号委員1名の計10名で構成したいと考えております。

なお、その選出方法ですが、規程により会長が協議会委員のうちから指名すると定められておりますが、先ほどの選出区分に基づきまして各市・町より推薦を受け、会長が指名したいということで考えております。

また、設置につきましては、第6回協議会としまして、同協議会終了後に第1回委員会を開催したいと考えております。

審議期間の目安でございますが、財政計画との関係もございますので、8月までにはまとめていただくことを1つの目安にしたいと考えておるところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいまの報告に関しまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(別府好幸君) 田主丸町の別府でございます。

選出方法でちょっと確認をしたいんですが、協議会委員の中から選出するのか、各町より推薦を受けというのは、この協議会以外からも可能なのか、それを一応お尋ね申し上げ

ます。

議長（江藤守國君） はい、事務局からお答えします。

事務局（田中） 小委員会の委員につきましては、協議会の委員から指名をするということに規程でなっておりますので、従いまして委員の中からということになります。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それではないようでございますので、報告事項を終わりますので、次に協議事項へ移りたいと存じます。

まず、議案第9号 久留米広域合併協議会の監事の選任についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（松藤） 久留米広域合併協議会の監事の選任について提案いたします。

お手元の資料5ページをお開きください。

第9号議案

久留米広域合併協議会の監事の選任について

久留米広域合併協議会規約第6条第5項の規定に基づき、次の者を久留米広域合併協議会の監事に選任することについて、承認を求める。

監 事 長 淵 勇 委 員

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

監事の選任につきましては、1月17日の第1回協議会の監事選任の手續に準じまして、会長市であります久留米市と、既に監事に選任されています田中義一監事の三潯町を除きました田主丸町、北野町、城島町の3町の議会から推薦されました、規約第7条第1項第2号委員の最年長者であります長淵勇委員を選任するものでございます。

以上、第9号議案の提案及び説明を終わります。

議長（江藤守國君） ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、原案のとおり承認することとさせていただきますのでよろしゅう

ございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは長淵委員には監事として今後大変お世話をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員（長淵勇君） 田主丸の長淵でございます。監事を仰せつかりましたので、よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

続きまして、協議の新市建設計画（全体骨子案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（荒木） 新市建設計画全体骨子についてのご協議をお願いいたします。

お手元の6ページをお願いいたします。

協 議

新市建設計画全体骨子について

新市建設計画全体骨子について、協議を求める。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

右の方に具体的な新市建設計画の全体骨子をつけております。

大きく序論、本論、結論に分けて整理してございます。

最初に序論でございますが、合併の必要性並びに建設計画策定の方針について整理してございます。

合併の必要性でございますが、大別いたしまして2つ、行財政基盤の確立、それから生活圏としての一体性、その両面から記述をしようということでございます。

建設計画の策定方針でございますが、3つから整理させていただいておりますが、最初に新市建設計画策定の趣旨、それを明確にするとともに、フレームといたしまして対象期間、対象地域、計画の構成、計画の性格を記述したいと整理してございます。

具体的な策定方針といたしまして2つ、合併効果を十分に発揮できる計画、総合性や戦略性を基調とした計画ということで、2つに整理してございます。

最後に、新市建設計画と各市・町の総合計画との関係、並びに新市まちづくり構想との関係を整理したいということでしております。

本論でございます。

最初に、新市となった場合の概要ということで、地勢、人口、産業構造、の3つの面から記述をしたいということで整理してございます。

新市建設の基本方針でございますが、大きく4つでございます。

1つ目が基本理念。地域特性を尊重した都市づくり、共生の都市づくり、住民を基点とした都市づくり、合併効果を生かした都市づくりということで、4点から基本理念を整理したいと考えております。

2つ目に、目指す都市像でございますが、大ぐりをさせていただいております。

4つということで、1つが教育文化や保健福祉などの暮らしの分野、ここでご訂正をお願いしたいと思っておりますが、教育文化の「文」の字が「分」けるというふうになっておりますが、「文」という字でございますので、教育分化の「文」をご訂正をお願いいたします。

教育文化や保健福祉などの暮らしの分野、それから道路や上下水道などの都市基盤・生活基盤の分野、1次2次3次の産業振興と雇用促進の分野、県南の中核都市としての都市機能の分野ということで、大ぐりしまして4つの分野におきます機能整備をどうするかや、さらにその機能整備を図るに当たって、行政としてのあり方をどういうふうにするかということで記述をするということで整理してございます。

次に、土地利用の基本方針、上記の目指す都市像等を踏まえまして、土地利用をどうしていくかという基本方針を整理するというにしております。

4番目に、地区別整理の基本方針といたしまして、地区制度、その制度化を図るということを明確にするとともに地区像、いわゆる地区としての目指す姿、それからその地区像を実現するための仕組み、そういうものを記述するというで整理してございます。

そういう新市建設の基本方針を受けまして2番目に、その実現に当たっての具体的な施策方針というものを施策の体系、基本的な考え方、施策方針、施策内容、それから主要事業について記述したいということで、次には整理してございます。

その次でございますが、新市における福岡県事業の推進ということで、まず福岡県にお

きます新市の役割、そういうものを位置づけ、そういうものを踏まえ記述し、それに基づきまして新市における福岡県事業、そういうものを各市・町の要望を踏まえながら、県との事前協議に基づいて記述したいということで整理してございます。

次に、公共的施設の適正配置・整備でございますが、総合支所的機能の整備、そういうものについて記述すると同時に、その他の公共施設の配置・整備について検討することについて記述するというところでしております。

財政計画でございますが、これは財政調整会議の結論を踏まえて記述するというところで整理しております。

最後に結論でございますが、序論、本論を受けまして、新市建設計画の具体的な内容というのがわかりますので、そういうものを踏まえまして、1市4町におきます久留米広域合併実現への期待について記述をするということで、全体骨子をまとめているところでございます。

なお、本全体骨子でございますが、新市建設計画の全体的な骨組みでございますが、今後、具体的な審議状況に応じまして修正がなされるものということで考えております。

また、お手元の方に『参考資料』といたしまして、「新市建設計画の例」ということで、宗像市・玄海町合併協議会の新市建設計画をつけさせていただいているところでございます。12ページからでございますので、今後の色々な新市建設計画の審議に当たりまして、参考資料としてご利用いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが御説明、協議に当たりましての説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

今のところでちょっと真ん中あたりですけども、新市建設の基本方針という項目がございしますが、その前に、新市の概要の説明で、地勢、人口、産業構造とあるわけでございます。問題は、この現状の地勢は変えないにしても、人口、産業構造が新市の計画でどう織り込

まれていくのかというところが非常に大事だと思うんですね。

この内容を見ますと、その丸の新市計画の基本方針の丸の二つ目で、目指す都市像としてこう書いてるところが一気に教育文化、保健福祉、非常に小さくなってのわけですね。もうちょっとこの現状の分析が地勢、人口、産業構造であれば、目指す都市像もやっぱり人口、産業構造といいますが、そういう面のアプローチがまず大事じゃないかと。一気に保健福祉だとか教育とかにいくんじゃなくて、もうちょっと前の段階が必要じゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（江藤守國君） はい、ただいまの三浦委員さんのご意見に対して回答をお願いします。

事務局（荒木） ただいまのご意見でございますが、将来的な人口構造、さらには産業構造、そういうものをどういうふうにしていくのか、将来的な目標設定といたしまして人口構造・産業構造を設定しながら、その産業構造・人口構造を具体的に実現するためにどのような都市像を設定するかというような論理構成じゃないとおかしいのではないだろうかというご指摘であろうかと思っております。

合併後の新市の概要のところ、そういう将来的な目標その設定というものを考えることにつきまして、一定検討をするということで整理をしているところでございますが、ただこれまでの新市建設計画には2パターンございまして、そういう具体的なものが設定できるのかどうか、いわゆる数値的な設定ができるのかどうかという部分もございまして。そういうものを考え合わせながら、新市の目指す都市像としまして、一気に細かい話に入らないような形での整理をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、原案のとおりで承認することとさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは次に、合併の方式についてを議題といたしますが、その前に、合併協定項目の内容並びに今日まで確認してまいりました協議の進め方につきまして、新委員さんもおられるようでございますので、もう一度事務局から説明させますので、よろしく願いします。

事務局（田中） 本日、合併の方式について、合併の期日について、新市の名称について、新市の事務所の位置について、この4項目が協議事項として議題に上っております。

前回協議会におきまして確認されておりますように、本日はそれぞれの項目について資料の提出とその説明を行い、それらの資料についてご質疑をお願いするものでございます。

また、項目によって追加資料の請求等がございましたら、次回協議会において資料を提出し、説明を行うことといたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） それでは順次、事務局から資料の説明を受けたいと存じます。

最初は、合併の方式についてであります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（池松） 協議会事務局の池松でございます。少し説明が長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、議案の8ページをご覧いただきたいと思います。

協 議

合併の方式について

合併の方式について、協議を求める。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

まず、資料の内容を御説明いたします前に、本日提出しております4つの協定項目の資料の構成について、合併の方式を例に説明させていただきます。

ただいま朗読いたしました8ページの本文に続きまして、9ページから12ページまでが説明資料となります。

最初の9ページでございますが、協定項目番号及び協定項目の項目名に続きまして、こ

の項目は協議会で先に方向性を示す項目でございますので、調整の方向性として、その協議していただきます方向性の内容について記載いたしております。

そしてこの協定項目については、補足説明を記載し、先進事例やマニュアルを参考に、合併協定書ではどのような文章になるのかといった文例を掲載いたしております。

次の10ページ以降は、その協議いただくための参考となる資料を整理させていただいております。

本日の4項目を含めまして、先に協議会で方向性を協議いただく7項目につきましては、ただいま合併の方式の資料を例にご説明いたしましたような資料構成といたしておりますので、よろしく願いいたします。

なお併せまして、別途に添付をいたしておりますけれども、参考資料といたしまして、既に合併がなされた合併協定書を添付いたしております。

参考資料の1ページからが、静岡市と清水市の二つの市が新設合併され、新しくできた静岡市の合併協定書、8ページからが、新潟市と黒崎町の1市1町により編入合併された協定書の先進事例を添付させていただきましたことを申し添えておきます。

これらの参考事例をご参照いただき、委員の方々に合併協定書の文例のイメージを考察いただけたらと存じております。

また、前回協議会でも申しておりましたけれども、合併の方式を初め、項目によっては、協議会で協議いただく方向性イコール方針決定となるものもあるのではないかと考えておりますので、その旨よろしく願いいたします。

それでは協定項目番号1の「合併の方式」についてご説明いたします。

再度、9ページをご覧ください。

「合併の方式」の調整の方向性は、合併の方式を「新設合併」、あるいは「編入合併」のどちらとするのかといったことをご協議いただくことになろうかと思っております。

内容につきましては、合併特例法第2条第1項に市町村合併の定義が、地方自治法第7条に配置分合に関する規定が定められております。

なお、先進の参考事例での合併協定書におきましては、新設合併の場合、「A市、B町及びC町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする」、一方、編入合

併の場合は、「B町及びC町を廃し、その区域をA市に編入するものとする」との記載文例を挙げさせていただきました。

次に、この合併の方式を決定していただく説明資料といたしまして、10ページをご覧くださいと思います。

合併の方式といたしまして、新設合併と編入合併を併記して、定義・名称等の方式による違いを説明いたしております。

ポイント的に説明をさせていただきますと、まず定義につきましては、新設合併の場合、新市が誕生するわけでございますので、関係市町村のすべてが法人格を失い、新たに法人格を有する新市の誕生となるものでございます。

編入合併の場合は、編入するA市は継続し、B町、C町ともに消滅することになります。

名称につきましては、新設合併の場合、新たに制定することになりますが、一方、編入合併の場合は、新たに制定することもできますけれども、通常は編入する市町村の名称となるものでございます。

事務所の位置につきましては、新設の場合は新たな事務所の位置を定めるのに対しまして、編入の場合は通常、編入する市町村の事務所の位置となります。

市町村長につきましては、新設合併の場合、合併日の前日に全員が失職し、50日以内に新市長の選挙が行われます。

一方、編入合併の場合は、編入する市町村長は引き続き在任し、編入される市町村長は合併日の前日に失職となります。

助役、収入役、教育長の特別職の考え方につきましては、市町村長と同じような取り扱いとなりますけれども、新設合併では全員が合併の前日に失職するため、新市の助役や収入役等は新しい市長が選挙された後に議会の同意を得て選任をなされます。

一般職につきましては、任命行為などの違いはございますけれども、協議に基づき、いずれも身分は保障されるものでございます。

次に、農業委員会の委員や議会の議員につきましては、原則と合併特例法上の措置がございます。

まず、農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律における一般原則

といたしまして、市町村の合併が行われたとき、新設合併の場合、合併関係市町村の農業委員会の委員は全員その身分を失います。

編入合併の場合は、編入する市町村の農業委員会の委員の身分は影響を受けませんが、編入される市町村の農業委員会の委員の身分は失われます。

以上が原則でございますけれども、市町村の合併を行う場合については、農業委員会等に関する法律第34条による特例措置と、合併特例法第8条による特例措置がございます。

おおむねの内容を説明いたしますと、新設合併の場合、選挙による委員であった者は、合併後1年を超えない範囲において、合併市町村の協議により10人から80人以内の範囲で定めた数の者に限って、引き続き在任することができます。

なお、選任による委員については、合併特例法による特例措置はなく、当該委員は失職しますので、合併後速やかに選任しなければなりません。

一方、編入合併の場合は、編入する市町村の農業委員会の委員は、選挙による委員も選任による委員も合併による影響は受けませんが、編入される市町村の農業委員会の委員については、選挙による委員であった者については、合併市町村の協議により40人を超えない範囲で、編入する市町村の農業委員会の委員の残任期間だけは在任することができます。

また、選任による委員については失職となります。

次に、議会の議員につきまして、原則では新設合併の場合、全員失職となり、現在の枠組みによります新市誕生の場合には、法定上限数46人以内で50日以内に設置選挙を行います。

編入合併の場合には、編入する市町村の議会の議員は引き続き在任となりますけれども、編入される市町村の議会の議員は失職となります。

一方、議会議員は、合併特例法の第6条、第7条により、定数に関する特例と在任に関する特例を適用することができます。

新設合併の場合の定数特例では、新市発足後の設置選挙の任期に限り、法定上限数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができとなっております。

また、在任特例を適用した場合には、合併後2年を超えない範囲において、全員が引き

続き新市の議員として在任できます。

編入合併の場合には、4つの選択肢がございます。

最初に、定数特例を適用する場合に、編入される市町村の人口に応じ、議員定数を増加し増員選挙を行う定数特例と、さらに合併後最初に行われる一般選挙まで、市町村の人口に応じた議員定数を設定することができる制度がございます。

また、編入される市町村の議会のすべての議員が、編入する市町村の議会の議員の残任期間、新市の議員として在任する在任特例と、さらに合併後最初に行われる一般選挙まで、市町村の人口に応じた議員定数を設定できる在任特例と定数特例を併用して適用することも可能でございます。

次に、条例・規則についてでございますが、新設合併の場合、すべて失効し、新たに制定する必要がある場合がございます。

編入合併の場合は、編入する市町村の条例・規則を適用することとなりますが、事務事業の調整方針に基づいた改正を行うこととなります。

最後に、新市建設計画におきましては、新設合併では、新市全域にかかる建設計画を作成する必要がある場合がございますが、編入合併の場合、少なくとも編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要があると解説されております。

次に、12ページに、最近の市町村合併の事例を合併期日の新しいものから順に一覧表で整理いたしております。黒塗り枠が編入合併でございますが、新しい自治体名と人口、それから協定書の調印日から合併期日、それまでに要した期間を資料として作成いたしております。

以上で、合併の方式についての説明を終わります。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から資料の説明がございましたが、資料の内容等につきましてご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（岩辺康平君） すみません。久留米市の岩辺と申します。

この協議会に参加するようになって随分インターネットで見ると、どんなことをほかのところが話し合っているのかというのが、たくさん議事録なんか出ておるんですが、その

中で今回のこの合併の方式については、ナーバスな部分だと思ひまして、ちょっと調べておったんですけども、その中で2点御質問をさせていただきたいという点がござります。これは鳥根県の江津市と桜江町というところだったんですけども、ホームページを見ておりましたら、この新設か編入という議論をするときに必ずやっぱり問題になってくるのが、地域が埋没するとか、地域の特性が失われていくんじゃないかというのが一つの論点になっていたようなんですけども、これはどこの地域もそういう話が出ておりました。

その中で一つが、地域振興基金というのを活用した、地域の活力を低下させないような、そういうきめの細かい支援体制をとっているというようなちょっと論議もありましてですね、ちょっと私がこの辺の地域振興基金についてちょっとよくわからないものですから、この辺の説明と、もう1点がですね、その合併の方式によって費用が違うというような、ちょっと議事録も残っておりましてですね、これが編入とか新設ですね、これによってその辺の費用がどのくらい違ってくるかというような例えば資料なんか準備できればというふうに思ひましてですね、この以上の2点についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思ひます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

事務局（稲富） 今、岩辺委員がおっしゃいました地域振興基金、これにつきましては、合併市町村が地域住民の連帯の強化とか、また合併関係市町村の区域における地域振興等のために設けられるもので、一般的に合併市町村振興基金といった形で言われるものだと思います。

まず、ただいまホームページで見られたという江津市・桜江町につきましては確認させていただきまして、この合併市町村振興基金の概要を整理させていただきまして、次回の協議会で資料を提出させていただきたいと思ひます。

なお、合併市町村振興基金につきましては、任意協議会での議論はあっておりませんので、事務局の方で何らかのその見解が出せるのかどうか、検討させていただきたいと思ひます。

また、2点目の合併の方式によって、どれだけかかる経費が違うのかというようなご質問ですが、これにつきましては具体的な数字まで提出できるかどうか、なかなか厳しいと

思いますけれども、既に合併をした市などの事例を参考にさせていただきまして、準備をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

次回に、今言われました2点の資料については提出させていただいて、説明を行うという回答でございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（今村信義君） 私、質問ではございませんけど、要望でございます。

ただいま合併の方式について資料の説明を受けたところでございますが、私も農協の仕事をやっておる関係上、ここに参加されておる方々との合併に対する意見の交換の場もあります。そしてまた農家組合員の方々との意見の交換の場もあるわけでございますが、その中での最大の関心事と申しますか、それは自分たちは周辺部として取り残されはしないかというような心配が一つでございます。それから町の意見が十分に反映されるだろうかというような心配もあります。私、農協の関係で過去3回ほど合併の経験があるわけでございますが、やっぱりこういうことが最大の関心事であり、場合によっては壁になるところでございます。

そこをお願いでございますが、次回の協議会から、先ほども説明がございましたように、いろいろな資料の提出・説明もあるというふうにお聞きしておるわけでございますが、合併協定項目の地域審議会のことについてでございます。この地域審議会については、住民の意見を反映させていく場だと私は理解・認識しておるわけでございますが、そうだとすれば、合併の方式について議論するに当たりまして、大いに参考になるのではなかろうかというふうに思うところでございます。したがいまして、今後提出されるこの関係の資料については、制度、それから内容等につきましても、できるだけわかりやすい資料の提出をお願いしたいと思うところでございます。私としては大変重要なことではなかろうかというふうに認識しておるところでございますので、お願いでございます。よろしく願いいたします。以上です。

議長（江藤守國君） はい、今の今村委員のご意見に対しまして回答をお願いします。

事務局（稲富） 合併事務局の稲富でございます。

ただいま合併の方式に関連いたしまして、地域審議会のできるだけ詳しい資料をといてご要望が仰せられたと思いますが、現在所管する分科会などで、資料の準備をいろいろと作業をしているところでございます。今村委員さんからの要望を伝えまして、次回の資料提出の際には、そのような形で提出させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（田中和義君） 北野町の田中でございます。座ったままでよろしゅうございませうか。

新設合併、編入合併という言葉が乱舞して、嫌というほどこころ耳についているわけですが、事務的な二つの方式のいろいろご説明は先ほど事務局からなり説明がありましたので、概ね理解はしておりますが、私どもが心配しておりますことは、合併によって、この私どもは北野町でありますけども、北野町が久留米の中に、先程もありましたように、埋没していかないかという、その辺の心配でございます。

例えば、私どもの中ですぐやとりがありますのは、一般的な例で言いますと、今まで親しんでおります歴史のある地域の名前や、つまり町でいうところの字名がなくなってしまうんじゃないかとかですね、さらにそういうことの名称がなくなるということは、もう合併をする際の大きな関心でもありますし、不安に思っておるところでありますけれども、私が最も懸念しておるのは町が、先程も別の委員さんからご説明がありましたように、町が寂れるのではないかという不安でありまして、これはもう久留米市以外の各町では、そういう不安を共有してるんじゃないかと私は思っておるわけでありまして、合併の方式を協議していく上では、これらの地域が抱えているもろもろの不安がどのように解消されるのかという、その辺をある程度理解をした上で結論を出していく、出していただくということが大変重要なことじゃないかというふうに思っているわけでありまして。そこで私は、次の2点についてお願いでございますけども、その第1はですね、今の町の字名が

どうなるのか、これは次回の協議会に資料を出していただくことができますでしょうか、ということか、ということが1つであります。

それから2つ目には、私たちは新市のまちづくり、すなわち圏域の一体的な町づくりがどのように進められていくのかということについて高い関心を持っております。わかりやすく申し上げますと、ソフト・ハード両方の面からあるわけでありますが、ハード的な整備がわかりやすいと思いますので、それについて若干申し上げますと、それぞれの町では地域の住民の意向を反映したさまざまな事業が行われておるし、または行われようとしておるわけでありますが、これらの事業は合併後どうなるかというようなことについても不安を持っておるわけであります。

一方で、これまでなかなか進まなかった都市基盤の整備が進むんじゃないかならうかというようなことについては、少なからず期待をしております。例えば、道路整備がどうかとか、下水道の整備が進むのかどうかとかといったことについてであります。これらまちづくりにつきましても、新市建設計画に盛り込まれると思いますけれども、まだ具体的にはできないと思いますが、私たちが今後合併の方式を論議する上で、新市の計画の内容を確認することは大変重要な判断材料になると思いますので、お尋ねしたいのは、新市としての一体的な都市づくりについての考え方、今後地域で進められていく事業や新市の一体化を進めていくための事業等について一定の考え方があれば、お示しいただければというふうに思うわけであります。

次回の協議会について、これらのことが準備できて、お示しいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。ちょっと長くなりましたけど、以上2点について。

議長（江藤守國君） 田中委員のご質問、ご意見に対しまして、事務局から回答があればお願いします。

事務局（稲富） まず、町字の取り扱いについてということでしたが、これにつきましては次回の協議会で資料の提出をし、説明をするということになっております。

この資料につきましては、現在、各市・町の字名とかに紛らわしいようなそういったものがないかというような資料、各市・町のこの合併の経過によりまして村や字の名称がどのように変わってきたか、そのようなことがわかる資料を準備しておるところでございます。

した。

ただいま田中委員の方からお話がありました字の名称がどうなるのかというようなことについての資料につきましては、私ども事務局の方で検討させていただきまして、できるだけその趣旨に沿った資料が提出できるように準備したいと思います。よろしく願います。

それから2点目の新市としての一体的な都市づくりについての考え方とか、事業調整の考え方に関する資料をというご要望でございますが、これにつきましては新市建設計画の作成のスケジュール、そういった中でどれだけ具体的なものが出せるかというのがわかりませんが、この考え方につきましては一定整理できるのではないかと思います。次回の協議会で提出できるように努力させていただきたいと思います。以上でございます。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。2点でございます。

1点は、この10ページと11ページの合併の方式の資料の構成と申しますが、対象範囲と申しますが、そこら辺にちょっと疑問を感じます。

と言いますのは、この新設か合併かという分類は、いわゆる役所の合併の仕組みしか書いてないんですね、市長さんがどうなるか、あるいは議員がどうなるか、条例がどうなるかと。そうでなくて、我々一般住民、先程の建設計画にありましたように、合併というのは生活圏の合併であり、住民の合併なんですね。従って、住民がどうなるかというところが、新設か編入かというのと同時に、対等か吸収かという言葉につながっているわけなんですよ。従って、ここに書いてない項目がたくさんあるわけなんです。例えば、基本計画というのは対等の立場で考えるのか、合併調整事項は対等でやるのか、あるいは職員の処遇は編入合併の場合は吸収されるわけですから、まあ言ってみれば企業の合併の場合は吸収された社長は強いわけですけども、例えば人事問題、あるいは人事の制度問題、これは新しい市として対等で、対等の立場で新しいまちづくりのための人事制度をつくるかとかですね、あるいは町名は久留米市の町名に合わせるんじゃないかって、新しい町名をみんな

なでつくり合わせようじゃないかと、そういう点が全くこれ欠落してるわけですね。

で、我々4町が一番心配してるのは、この役所の人たちの人事問題よりか、むしろ大事なのは合併の仕組みがどうなるかと、吸収されていきやせんかと、あるいは編入したいと、そのところを分類してないんで、非常に対立していくと思うんです。

少なくとも私は、これまでの検討経緯は、基本計画にしても、合併調整事項にしても、いろんな問題にしても、対等でやろうじゃないかという立場できたと思うんですね。従って、そういうところをやっぱり入れないと、極めてただ手続的なことだけで決めてしまいますとね、これがまた飛躍して編入だから吸収だと、こうなっちゃうんで、そのところをやっぱり大事にするようなこの説明といいですかね、そういうのをされた方がいいんじゃないかというふうに思います。

それから2点目は、この11ページの資料でございますけども、これは先程、最近実施した数字という説明があったんですけども、私は2カ月ぐらい前だと思う、読売新聞だと思いますけども、読んでましたら、「合併の7割から8割は対等合併だ」という見出しで出てたわけなんです。従って、こういう統計等はよほど用心しておかないと、これは単なる実績の全部なのかですね、あるいは何か特徴ある市町村の合併の形なのか、統計であればやっぱり全数出すというのが原則じゃないかと思うんですけども、決まったところじゃなくって、市制に移ったところじゃなくって、今から決めようとしたところなんか、もうこういう協議会なんかで合併か編入か、新設かを決めてるんであれば、そういうのをやっぱり統計出していただいた方が我々の判断を狂わせないんじゃないかならうかと。これでいきますと15対8で、23市町村が15対8で新設が多いんですけども、やっぱり全数出して、やっぱり統計というのは見る工夫をした方がいいんじゃないかと思います。その2点でございます。以上です。

議長（江藤守國君） 今の三浦委員さんのご意見に対しまして、はい。

事務局（稲富） 合併事務局の稲富でございます。

ただいま三浦委員さんの方から、この資料の作成の仕方についてのお話がありましたが、今回資料作成に当たりましては、できるだけ新設合併と編入合併の形をより制度でどの形で違うのか、そういった形を視点に置きまして資料を作成して参ったわけでございます。

確かに合併の関係では、ここに掲げていますように、市町村長や特別職の身分、また議会の議員、農業委員、条例・規則、そういった手続上の違いがそれぞれまた、合併特例法でいろんな措置で違いがあるというような形で整理させていただいたわけですが、一般の住民の皆様方からその新設合併と編入合併の違いといいますが、そういったことにつきましては、確かにただいま三浦委員さんがおっしゃいましたとおり、基本的には今までもでございますが、対等の形での合併での協議なり、またいろんな形での分科会、部会、そのような形で各市・町から、1市4町それぞれ出てまいりまして協議を、対等な形での協議を進めてきておりますし、そういった形での今後の住民サービスがどうなるのか、そういったことを協議の中で決定していただくという形になろうかと思えます。

それから資料の12ページの資料で、23の合併の事例を掲載させていただきました。これにつきましては、資料を見ていただきますとおわかりかと思えますが、合併の期日のところの平成13年の1月1日以降のものを集約をさせて、この1表という形にさせていただきました。

確かに今、三浦委員さんがおっしゃいましたように、最近では、全体で新設合併が7割、8割というような形になっているのではないかと思います。紙面の関係もございまして、一定そういった形で、この最近の23市の合併の状況を集約させていただいたということでございます。もし仮に、もっと前までずっとさかのぼって資料を出した方がいいということであれば、また整理をさせていただきますして、提出させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 今の説明で前段の合併方式問題、これはですね、繰り返しになりますけども、今のご説明では、それは別途協議会で決めていくところおっしゃったんですが、その協議会で決めるときの大きな方針を今回決めようとしてるわけですね、この場で。従って、ここにどうして入れちゃいけないのかと。例えば、人事、この合併のそのまさに気持ちをですね、その手続面じゃなくて、合併がその対等か吸収かという概念まで気持ちの中に入れ込めば出てくるはずなんです。一番住民が心配してるのは、まさに吸収され

やせんか、地域が組み込まれていくんじゃないか、そのところの基本方針を決めようというのが本当の合併協議会、極端に言いますと、ここに書いてあることは2、3年すれば、これはもう終わっちゃうんですね。市長さんの任期が2、3年しか延びないんですよ。後は終わりなんですよ。一番問題は、2、3年の議員さんとか委員さん、あるいは市長さん方が任期が終わった後も含めて、合併後の将来にわたって吸収合併的な運営をしていくのか、対等合併的な運営していくのかと、特に人事問題なんか特にそうだと思うんですね。だからそこが一番の皆さん方の不安であるし、私も不安で、恐らく住民も不安だと思うんですね。そこをまず整理しておけばですね、この問題は私は首長さんとか議員さんの任期が二、三年延びようと延びまいとですね、住民はまた選挙かというぐらいなことかもわかりません。そう軽々に言っちゃいけませんけども。だからその本当の合併をどういうことで今後1年半か2年間、検討していくのかというところを確認しなきゃいけない。少なくとも任協時代は、言葉には出てないけども、やっぱり文言を読みますと、対等的立場で検討してきたことは事実なんですよ。だから極端に言うと、合併の条件が対等でもいいんじゃないかと思うんですね。それを書いたらどうかと、ここに。あるいは合併の形式、そういう内容も対等か編入かと、編入する方の制度に合わせるか、合わせないかとかですね、そういうところが一番の関心なんで、そこにもっと焦点当てて議論しないと、私は前に進まないような気がするんですけども。以上です。

議長（江藤守國君） ただいまのご意見に対しまして事務局の方から。

事務局（村上） 今回の委員さんの方からお話がありましたように、今回の資料につきましては、新設、それから編入の形式的なものを中心に資料整理をさせていただいたところでございます。

委員さんから今、住民の立場、住民の視点、それから住民がどうなるのかと、そういった視点の中で資料を整理した方が、より中身のある論議ができるし、判断材料になるのではないかというふうなご指摘をいただいたところでございます。

今ご意見いただいた、そういった視点で今日の資料も、それからこの新設・編入の制度についての内容も、ご協議いただけるような形にもう一度再整理をいたしまして、次回のこの場に提出できるように努力させていただきたいと思っております。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

今の三浦さんの発言と少しダブる部分もあるかもしれませんが、今度の合併ですね、新設か編入かということで、少し意味合いが違うんじゃないかというふうに私も思っております。ちょっと長くなるかもしれませんが、財政的にはやっぱり合併せにゃいかんと思います。そこで、その住民の一番関心のある、住民のためにならない合併ではいかんと思います。この合併のやり方によっては、住民にとって本末転倒になると困るわけですから、そういう事務的なもの以外に、例えば今住民が受けておりますサービスですね、例えば商工会がどうなるであろうとか、社協とか消防とか、いろんなことがございます。

それともう一つ、うちの議会でも話この前出たんですが、出張所なんかですね、例えば善導寺の耳納市民センターには職員がもう最近では5、6名しかおられないと、そういうことではサービスを受ける側にとってはマイナス面が多いので、そういうものも含んで、新設と編入はどんなに違いがあるかですね、ということが分科会とか専門部会で話し合われておるのか、もう少しわかりやすく、報告でもいいんですが、お願いしたい。

2ページにありますこの専門部会・分科会のこういうことを話し合いましたという説明だけ、報告だけありましたが、その内容については私初めてなもので分からない面もあるかもしれませんが、その辺もう少し詳しく協議された内容を報告してもらって、私もその判断の材料にしたいと思いますので、その辺わかりやすく次回報告ができますかどうか、お尋ねをいたします。

議長（江藤守國君） ただいまの松下委員のご意見に対しまして回答をお願いします。

事務局（稲富） ただいま委員がおっしゃいましたとおり、ここの2ページの中では、いついつこういったワーキンググループや分科会の協議が行われたということだけで、具体的にどういった協議がこの中で行われているのかわからないというようなことも、またただいまのご質問で思われた形になったのかと思います。

今、ご要望という形でおっしゃいましたとおり、次回の協議会からは、そういった協議

会活動の内容が一定どういった形で進んでいるのか、そういったところまでわかるような形で資料の整理をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは今5人の委員の皆さんから、次回の資料のご請求がございましたので、第6回協議会で、ただいまご要求がありました資料について事務局で整理して提出をしてもらって、説明をしていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に移らせていただきます。

協議、合併の期日についてを議題といたします。

この項目についての事務局から説明をお願いします。

事務局（池松） 池松でございます。

13ページをお願いいたします。

協 議

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

14ページをお願いいたします。

合併協定項目2番、「合併の期日」についてご説明いたします。

調整の方向性といたしましては、合併の期日もしくは期間をご協議いただくことになろうかと考えております。

具体的に期日決定をしていただくのか、概ねいつまでの期間とするのかということが出てまいりますが、これにつきましては本協議会の中でご協議いただきたいと思いますと思っております。

次に、合併協議会運営の手引を例示いたしてありまして、最終的な合併協定書の文例としましては、「平成何年何月何日とする」となります。

続きまして、15ページをご覧ください。

合併の期日について、今までの協議会での確認内容をまとめております。

第1回協議会におきまして、「平成15年度内での協議終了を目標とする」、「平成16年度は合併に向けた国や県への手続を行う」、「合併特例法の期限である平成17年3月末までの新市発足を目指す」の3点を確認しているところでございます。

次に、期日決定のポイントを合併協議会運営の手引により抜粋をしております。

ここでは、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性などを総合的に勘案して判断されるべきとされております。

ちなみに、御協議の中で、まずは概ねの期間までとの方向性を出していただいた場合におきましても、最終的にはこの文例にありますように、具体的な期日を協定書に記載する必要がございます。この場合の手順といたしましては、協議会事務局におきまして、ただいまの期日決定のポイントにより考慮すべき点を調査・整理いたしまして、期日の絞り込みを行いまして、再度この協議会にご提案申し上げ、決定いただきたいと考えております。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。

先ほど御説明で、合併の期日についての資料にもございますように、何月何日というふうに期日で決める方式と、それから何日間というふうに期間で決める方式の二通りがあるが、ここで協議してもらいたいと、こういうご説明があったわけでございますけども、私はできたら期日方式の方がいいのではなからうかと思う立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

といいますのは、いろんな日程を決めるときに、何月何日というXデーを決めて、それからあと何日間あるとかという、そういう方式をとることが多いので、幅をもって決めるということは非常に仕事自身がやりにくくなりはしないかというのが一つと、それからそ

のじゃ何日かということをお我々が決めるのも、非常にこういうメンバーの中では難しいし、むしろ合併の期日というのは、例えばコンピューターの切りかえがいかにかうまくいくとか、あるいは住民の例えば税金の基準日がいつなのかとかですね、そういうまさに事務的なことから発することが非常に影響大きいと思うわけでございます。従いまして、できましたら期日を事務局の方で、そういう住民への影響、先ほど幾つか視点ございましたけども、そういう視点に立っていつとしたいという、2案、3案あれば結構でございますけども、そういう仕組みでやられた方が円滑にいくんじゃないかと。特にこの問題は合併の方式問題とか、新市名の問題とか、セットで議論するために協議会事項になったと思うんですけども、内容的にはこの期日問題というのは、本当は協議会でどうこうということよりか、むしろそういう事務的な問題の方が大きいように思いますので、事務局の方でそういう手を打っていただけないだろうか、一つの要望でございます。以上です。

議長（江藤守國君） はい、それでは事務局の方から。

はい、どうぞ。

事務局（稲富） 事務局の稲富でございます。

協議会の方でそのように取り計らった方がよいとの結論をいただけますならば、合併の期日の決定に際しましては、ここに記載しております項目、こういった形の中で留意する必要があるということでございますので、これらの点を含めまして一定事務局の方で整理して、資料としてまとめたものを次回の協議会に提出させていただきますまして、説明をさせていただきますだけたらと思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは合併の期日につきましては、ただいま三浦委員さんからの資料請求がございました。次回第6回協議会で、それについて資料の説明を受けるということで、よろしゅうございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは続きまして、協議、新市の名称についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（池松） 16ページをお願いいたします。

協 議

新市の名称について

新市の名称について、協議を求める。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

17ページをお願いいたします。

合併協定項目3番、「新市の名称」についてご説明をいたします。

ご協議いただきます調整の方向性といたしましては、新市の名称またはその選考方法について御協議をお願いいたします。

合併協議会運営の手引により抜粋しておりまして、「新市の名称は、Z市とする」との合併協定書の文例を掲載しております。

18ページをごらんください。

「名称制定のポイント」を、合併協議会運営の手引より抜粋をいたしております。

新設合併の場合は、地方自治法第7条第1項の配置分合の処分の際に併せて新市の名称が決定されることとなります。

自治体の名称とは、地域住民の日常生活に密接に関係しており、住民にとっては非常に重要な事柄の一つでございます。

そうした点を考慮しまして、ここで記載しておりますとおり、新設合併の場合は、新たに制定することになり、当該地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果などから住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようでございます。

編入合併の場合は、通常は編入する市の名称となります。

といった合併協議会運営の手引より抜粋をいたしております。以上でございます。

市長（江藤守國君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

それでは第6回協議会で新市の名称については協議するというにさせていただきます

だと思います。よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に参ります。

新市の事務所の位置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（池松） 19ページをお願いいたします。

協 議

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議を求める。

平成15年6月7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

20ページをお願いいたします。

合併協定項目4番、「新市の事務所の位置」についてご説明いたします。

ご協議いただきます調整の方向性といたしましては、「本庁舎の位置」についてでございます。

合併協定書の文例としましては、「新市の事務所の位置は、X市 123番地とする」といった形となります。

基本的には、市町村が事務所の位置を定めたり変更しようとする場合は、地方自治法第4条の規定により条例で定めることになっておりまして、この場合、交通の事情、ほかの官公署との関係など、住民の利便性を考慮しなければならないこととされております。

そこで、新設合併の場合は、地方自治法第4条の規定に基づき、市町村の法人格が消滅するため、条例で新たに事務所の位置を定めなければなりません。議会の選挙が行われるまでの間、市長の職務執行者が合併協定書に記載していた内容で、合併市町村の中の一つの役場等を暫定的に新市の事務所とし、議会成立後、条例を提案するか、職務執行者が専決処分しておく必要がございます。

編入合併の場合は、一般的に編入する市の事務所が新市の事務所となっており、特段の手の必要はございません。

21ページをごらんください。

新市の事務所の位置として、現在の1市4町の本庁舎の状況を記載しております。

この内容につきましては、1市4町で調査をさせていただきましたものをまとめたものでございます。

また、新設・編入というどちらの合併形態を選択するにせよ、新たに事務所、庁舎ですが、建設をする場合、相当額の財政負担を伴うのは言うまでもなく、参考といたしまして現在の久留米市庁舎の建設費を上げさせていただきました。

集約結果はご覧のとおりとなっております。

なお、詳細の説明は省略させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局からの説明がございましたけれども、皆さんからご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

資料につきましては、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではただいまの資料をもとに、次回協議会で協議させていただくということでよろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありますでしょうか。

それでは委員さん方から何かございましたら、お願いいたします。

ございませんようですので、これをもちまして久留米広域合併協議会第5回会議を終了させていただきます。

どうも本日はありがとうございました。（拍手）

（午前11時26分 閉会）

久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議 長 江 藤 守 國
委 員 中 島 昌 明
委 員 毛 利 正 光